

高齢者日常生活用具給付のご案内

1. 給付種目について

同一の種目番号について、申請は1回のみです。

※区が作成したカタログ「高齢者日常生活用具給付事業のご案内」の中よりお選びください。

申請書に①製品名②色③製品を確認した店舗等をご記入ください。

業者より、ご自宅へ配送いたします(申請受付より2週間～3週間程度)。

※なお、品物をすでに購入された場合等、遡っての現金助成はできませんので、ご注意ください。

| 給付種目 | 基準額 | 対象となる方 | 備考 |
|---------------------------|--------|---|---------------------------------------|
| 1 入浴補助用具 (各用具ごと数種類) | 90,000 | 65歳以上の下肢が不自由な方 介護保険「自立(非該当)」 | ・入浴用いす ・浴槽内いす ・入浴台 ・すのこ ・浴槽用手すり |
| 2 シルバーカー (11種類) | 35,100 | 65歳以上の下肢の不自由な方で、 シルバーカーを使用することにより、 歩行の安定をはかれる方 | ご本人が現物を試してから申請してください |
| 3 電磁調理器 (2種類) | 45,400 | 65歳以上で認知機能の低下があり、 防火等の配慮が必要なひとり暮らし の方 | 電磁調理器と併せて、電磁調理器対応 器具も申請いただけます |
| 4 マットレス (4種類) | --- | 65歳以上で、社会福祉協議会の貸 与する介護用電動リサイクルベッド を利用する要介護1以下の方 | ※物価高騰の影響で 基準額は設けない。 |

2. 自己負担金について

①基準額(基準額を下回った場合は、その額)の10%が自己負担金となります。

90%は区が後日、業者に支払います。

※生活保護受給中の方は、自己負担金は免除

②基準額を上回った額は、全額自己負担になります(生活保護受給中の方も同様)。

③自己負担金は、納品時に、現金で業者へお支払いください。

3. 申請者のご都合による、納品後の返品・交換はお受けできません。

4. 修理等につきましては、自己負担でお願いいたします。

江東区福祉部介護保険課在宅支援係

☎ 3647-4319(直)